

令和6年9月（定例会）

第141回

気仙沼市議会議案書

令和6年9月6日提出

目 次

(令和6年9月6日提出)

議案 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5	—	
2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8	—	
3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	10	—	
4	気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	13	—	
5	気仙沼市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について	16	—	
6	気仙沼市民会館条例の一部を改正する条例制定について	23	—	
7	気仙沼市総合体育館条例の一部を改正する条例制定について	29	—	
8	気仙沼市本吉総合体育館条例の一部を改正する条例制定について	35	—	
9	令和5年度気仙沼市一般会計決算認定について	43	5	
10	令和5年度気仙沼市国民健康保険特別会計決算認定について	44	—	
11	令和5年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について	45	—	
12	令和5年度気仙沼市介護保険特別会計決算認定について	46	—	
13	令和5年度気仙沼市魚市場特別会計決算認定について	47	—	
14	令和5年度気仙沼市水道事業会計決算認定について	48		
15	令和5年度気仙沼市簡易水道事業会計決算認定について	49		

議案 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考	
16	令和5年度気仙沼市ガス事業会計決算認定について	50	7		
17	令和5年度気仙沼市下水道事業会計決算認定について	51			
18	令和5年度気仙沼市病院事業会計決算認定について	52			
19	令和6年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	別冊		
20	令和6年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算		—		
21	令和6年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算		—		
22	令和6年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算		—		
23	令和6年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算		別冊	—	
24	令和6年度気仙沼市水道事業会計補正予算		—		
25	令和6年度気仙沼市簡易水道事業会計補正予算		—		
26	令和6年度気仙沼市ガス事業会計補正予算		—		
27	令和6年度気仙沼市下水道事業会計補正予算		—		

目 次

(令和6年9月6日提出)

報告 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
1	令和5年度気仙沼市非強制徴収債権の放棄について	53	—	
2	令和5年度気仙沼市健全化判断比率及び資金不足比率について	55	25	
3	令和5年度気仙沼ケーブルネットワーク株式会社経営状況について	別冊	29	
4	令和5年度気仙沼グリーンエナジー株式会社経営状況について			
5	令和5年度株式会社気仙沼産業センター経営状況について			
6	令和5年度株式会社道の駅大谷海岸経営状況について			
7	令和5年度気仙沼地域開発株式会社経営状況について			

議案第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

気仙沼市西中才 [REDACTED]
菅原友子
昭和 [REDACTED] 生

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の意見を求めるためである。

議案第1号資料

1 任期 令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

2 候補者

(1) 住所 気仙沼市西中才 [REDACTED]

(2) 氏名 すが わら とも こ
菅 原 友 子

(3) 生年月日 昭和30年 [REDACTED]



(4) 学歴及び職歴の概要

昭和53年	3月	宮城教育大学卒業
昭和53年	4月	気仙沼市立松岩中学校講師
昭和54年	3月	
昭和54年	4月	志津川町立林際小学校教諭
昭和56年	8月	
昭和63年	3月	株式会社菅運
現	在	

(5) 役職の概要

平成20年	8月	気仙沼市男女共同参画審議会委員
平成24年	7月	
平成22年	1月	人権擁護委員
現	在	
平成25年	8月	気仙沼市男女共同参画審議会委員
平成27年	8月	
平成28年	2月	気仙沼市男女共同参画審議会委員
平成30年	2月	

平成 3 1 年	1 月)	気仙沼市男女共同参画審議会委員
令和 3 年	1 月		
令和 3 年	9 月)	気仙沼市男女共同参画審議会委員
令和 5 年	8 月		
令和 5 年	9 月)	気仙沼市男女共同参画審議会委員
現	在		

議案第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

気仙沼市新町 [REDACTED]
小 山 美奈子
昭和30年 [REDACTED] 生

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の意見を求めるためである。

議案第2号資料

1 任期 令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

2 候補者

(1) 住所 気仙沼市新町 [REDACTED]

(2) 氏名 おやま みなこ
小山 美奈子



(3) 生年月日 昭和30年 [REDACTED]

(4) 学歴及び職歴の概要

昭和48年 3月 宮城県鼎が浦高等学校卒業

昭和48年 4月) 気仙沼市に採用
平成18年 3月) 教育委員会事務局総務課, 秘書広報室,
民生部社会福祉事務所, 民生部市民課,
建設部下水道課

(5) 役職の概要

平成25年 9月)
平成27年 8月) 社会福祉法人旭が丘学園監事

平成31年 1月)
現 在 人権擁護委員

議案第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

気仙沼市唐桑町荒谷前

吉 田 寛

昭和33年 生

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の意見を求めるためである。

議案第3号資料

1 任期 令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

2 候補者

(1) 住所 気仙沼市唐桑町荒谷前 [REDACTED]

(2) 氏名 よし だ 吉田 ひろし 寛

(3) 生年月日 昭和33年 [REDACTED]



(4) 学歴及び職歴の概要

昭和55年	3月	大原簿記学校卒業
昭和55年	4月	株式会社松江組
昭和57年	3月	
昭和57年	4月	社会福祉法人なかつうみ会 特別養護老人ホーム恵風荘
平成10年	3月	
平成10年	4月	社会福祉法人なかつうみ会 特別養護老人ホーム恵潮苑事務長
平成16年	3月	
平成16年	4月	社会福祉法人なかつうみ会 特別養護老人ホーム恵潮苑施設長
平成20年	5月	
平成20年	6月	社会福祉法人なかつうみ会事務局長 兼特別養護老人ホーム恵心寮施設長
令和5年	6月	
令和5年	7月	社会福祉法人なかつうみ会理事
現	在	

(5) 役職の概要

平成21年	4月	気仙沼市介護保険運営委員会委員
令和27年	3月	

平成 2 1 年 4 月)
令和 5 年 6 月) 気仙沼市老人ホーム入所判定委員会委員

平成 2 1 年 6 月)
令和 5 年 6 月) 気仙沼市社会福祉評議会評議員

平成 2 7 年 1 月)
平成 3 0 年 3 月) 気仙沼市震災復興推進会議委員

議案第4号

気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年気仙沼市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号資料

気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現行		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
略			略		

議案第5号

気仙沼市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正
する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(気仙沼市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 気仙沼市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年気仙沼市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「被保険者証又は組合員証」を「保険者から交付又は提供された保険資格に係る情報を確認できるもの」に改める。

(気仙沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 気仙沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年気仙沼市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「被保険者証又は組合員証」を「保険者から交付又は提供された保険資格に係る情報を確認できるもの」に改める。

(気仙沼市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 気仙沼市障害者医療費の助成に関する条例(平成18年気仙沼市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「被保険者証又は組合員証」を「保険者から交付又は提供された保険資格に係る情報を確認できるもの」に改める。

(気仙沼市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 気仙沼市国民健康保険条例(平成18年気仙沼市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(気仙沼市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令

和 6 年政令第 2 6 0 号) 第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行の日以後にした行為に対する第 4 条の規定による改正後の気仙沼市国民健康保険条例第 1 1 条の適用については、なお従前の例による。

議案第5号資料

気仙沼市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（受給者証の提示）</p> <p>第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示するとともに、電子資格確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保険者から交付又は提供された保険資格に係る情報を確認できるもの</u>の提示をもって電子資格確認に代えることができる。</p>	<p>（受給者証の提示）</p> <p>第8条 同左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>被保険者証又は組合員証</u>の提示をもって電子資格確認に代えることができる。</p>

(第2条関係：気仙沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示するとともに、電子資格確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保険者から交付又は提供された保険資格に係る情報を確認できるもの</u>の提示をもって電子資格確認に代えることができる。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 同左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>被保険者証又は組合員証</u>の提示をもって電子資格確認に代えることができる。</p>

(第3条関係：気仙沼市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示するとともに、電子資格確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保険者から交付又は提供された保険資格に係る情報を確認できるもの</u>の提示をもって電子資格確認に代えることができる。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 同左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>被保険者証又は組合員証</u>の提示をもって電子資格確認に代えることができる。</p>

(第4条関係：気仙沼市国民健康保険条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第11条 市は、世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</p> <hr/> <p>場合においては、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第11条 市は、世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、10万円以下の過料に処する。</p>

議案第6号

気仙沼市民会館条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市民会館条例の一部を改正する条例

気仙沼市民会館条例（平成18年気仙沼市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 会館の管理は，法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に，これを行わせることができる。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし，教育委員会（第3条の規定により指定管理者が会館の管理を行う場合にあっては，当該指定管理者。次条ただし書，第7条ただし書，第8条，第9条，第12条，第14条，第15条第1項及び第16条ただし書において同じ。）は，必要があると認めるときは，これを変更することができる。

第5条第3号中「31日まで」の次に「（前2号に掲げる日を除く。）」を加える。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし，教育委員会は，必要があると認めるときは，これを変更することができる。

第7条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第10条第1項中「使用料」を「会館の使用に係る料金（以下「使用料」という。）」に改め，同項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め，同条第2項中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

第11条第1項中「徴収した」を「納入された」に改め，同項ただし書中「次の各号のいずれかに該当するとき」を「市長は特に必要があると認めるとき」に改め，同項各号を削り，同条第2項中「教育委員会が特に必要と認めたとき」を「市長が特に必要と認めるとき」に改める。

第14条第1項中「停止」を「中止」に改める。

第16条中「き損」を「毀損」に，「教育委員会の定める額の」を「その」に改め，同条に次のただし書を加える。

ただし，教育委員会がやむを得ない理由があるとき，こ

の限りでない。

第18条を第21条とする。

第17条中「教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第20条とし、第16条の次に次の3条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の使用の許可に関する業務

(2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第18条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(第3条の規定により会館の管理を行う指定管理者に関する読替え)

第19条 第3条の規定により会館の管理を行う指定管理者に関する第5条ただし書、第6条ただし書、第7条ただし書及び第16条ただし書の規定の適用については、第5条ただし書及び第6条ただし書中「これを」とあるのは「教育委員会の承諾を得てこれを」と、第7条ただし書中「認めるときは」とあるのは「教育委員会と協議し、認めるときは」と、第16条ただし書中「やむを得ない」とあるのは「教育委員会と協議し、やむを得ない」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における指定管理者の指定手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第6号資料

気仙沼市民会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 会館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会（第3条の規定により指定管理者が会館の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。次条ただし書、第7条ただし書、第8条、第9条、第12条、第14条、第15条第1項及び第16条ただし書において同じ。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで（前2号に掲げる日を除く。）</p> <p>(使用時間)</p> <p>第6条 会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。<u>ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 会館の使用期間は、同一の利用者について引き続き5日以内とする。ただし、<u>教育委員会が認める</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める<u>会館の使用に係る料金（以下「使用料」という。）</u>を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が後納を認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める別表第2の使用料の細目については、<u>規則で</u>定める。</p> <p>(使用料の不還付及び減免)</p> <p>第11条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、<u>市長は特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>	<p><u>(管理)</u></p> <p>第3条 会館は、気仙沼市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで</p> <p>(使用時間)</p> <p>第6条 会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。<u>ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 会館の使用期間は、同一の利用者について引き続き5日以内とする。ただし、<u>教育委員会が認め</u>たときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める<u>使用料</u>を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が後納を認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める別表第2の使用料の細目については、<u>教育委員会が別に</u>定める。</p> <p>(使用料の不還付及び減免)</p> <p>第11条 既に徴収した <u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(削る。)</p> <p>2 公益を目的とするもので市長が特に必要と認めるとき _____ は、使用料を減免することができる。</p> <p>(違反者に対する使用許可の取消し等)</p> <p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 使用者は、建物若しくは備付物品を毀損し、又は滅失したときは、その _____ 損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 会館の使用の許可に関する業務</p> <p>(2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第18条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。</p> <p>(第3条の規定により会館の管理を行う指定管理者に関する読替え)</p> <p>第19条 第3条の規定により会館の管理を行う指定管理者に関する第5条ただし書、第6条ただし書、第</p>	<p>(1) <u>使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>教育委員会において、公益上その他やむを得ない事由により使用許可を取り消し、又は使用の停止若しくは使用許可事項を変更したとき。</u></p> <p>(3) <u>使用者が、使用の取消し又は変更の申出をし、教育委員会がこれを承認したとき。</u></p> <p>2 公益を目的とするもので<u>教育委員会が特に必要と認めたと</u>きは、使用料を減免することができる。</p> <p>(違反者に対する使用許可の取消し等)</p> <p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又はその使用を<u>停止</u>させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 使用者は、建物若しくは備付物品を<u>き</u>損し、又は滅失したときは、<u>教育委員会の定める額の</u>損害を賠償しなければならない。 _____</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>7条ただし書及び第16条ただし書の規定の適用については、第5条ただし書及び第6条ただし書中「これを」とあるのは「教育委員会の承諾を得てこれを」と、第7条ただし書中「認めるときは」とあるのは「教育委員会と協議し、認めるときは」と、第16条ただし書中「やむを得ない」とあるのは「教育委員会と協議し、やむを得ない」とする。</u></p> <p>(委任) <u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で _____定める。</p> <p>(過料) <u>第21条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p>(過料) <u>第18条</u> 略</p>

議案第7号

気仙沼市総合体育館条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市総合体育館条例の一部を改正する条例

気仙沼市総合体育館条例（平成18年気仙沼市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。次条ただし書、第7条、第8条第1項、第9条及び第16条ただし書において同じ。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条第2項を削る。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第7条、第8条第1項及び第9条中「指定管理者」を「教育委員会」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料）

第10条 体育館の使用に係る料金（以下「使用料」（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては、利用料金。以下同じ。）という。）は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において市長（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。次条から第13条までにおいて同じ。）が定めるものとする。

第17条を第20条とし、第16条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する読替え）

第19条 第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する第5条ただし書、第6条ただし書、第10条、第13条ただし書及び第16条ただし書の規定の適用については、第5条ただし書及び第6条ただし書中「これを」とあるのは「教育委員会の承諾を得てこれを」と、第10条中「定めるものとする」とあるのは「市長の承認を得て

定めるものとする」と、第13条ただし書中「特に」とあるのは「市長と協議し、特に」と、第16条ただし書中「やむを得ない」とあるのは「教育委員会と協議し、やむを得ない」とする。

第15条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 体育館の利用料金の徴収に関する業務

第15条を第17条とする。

第14条を削る。

第13条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第16条 使用者は、体育館の施設又は設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条ただし書中「指定管理者が市長と協議し」を「市長は」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における指定管理者の指定手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第7号資料

気仙沼市総合体育館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、教育委員会（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。次条ただし書、第7条、第8条第1項、第9条及び第16条ただし書において同じ。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(削る。)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て体育館を臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p>
<p>(使用時間)</p> <p>第6条 体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。<u>ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第6条 体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。 _____</p> <p>_____</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 体育館を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 体育館を使用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 体育館を使用する者（以下「使用者」という。）は、特定の設備、装置等を設置しようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 体育館を使用する者（以下「使用者」という。）は、特定の設備、装置等を設置しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく</p>

改 正 案	現 行
<p>定め又は<u>教育委員会</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、<u>教育委員会</u>はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第10条 体育館の使用に係る料金（以下「使用料」（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては、利用料金。以下同じ。）という。）は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において市長（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。次条から第13条までにおいて同じ。）が定めるものとする。</u></p> <p><u>(使用料の納付)</u></p> <p><u>第11条 使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第12条 略</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p><u>第13条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長は_____、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の収入)</u></p> <p><u>第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p><u>(使用権の譲渡等の禁止)</u></p> <p><u>第15条 略</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>定め又は<u>指定管理者</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、<u>指定管理者</u>はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第10条 使用者は、指定管理者に別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第11条 略</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p><u>第12条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、指定管理者が市長と協議し、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(使用権の譲渡等の禁止)</u></p> <p><u>第13条 略</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第14条 指定管理者は、使用者が故意又は過失により体育館の施設等を汚損又はき損したときは、速やか</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(損害賠償)</p> <p>第16条 <u>使用者は、体育館の施設又は設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>体育館の利用料金の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第18条 略</p> <p>(第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する読替え)</p> <p>第19条 <u>第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する第5条ただし書、第6条ただし書、第10条、第13条ただし書及び第16条ただし書の規定の適用については、第5条ただし書及び第6条ただし書中「これを」とあるのは「教育委員会の承諾を得てこれを」と、第10条中「定めるものとする」とあるのは「市長の承認を得て定めるものとする」と、第13条ただし書中「特に」とあるのは「市長と協議し、特に」と、第16条ただし書中「やむを得ない」とあるのは「教育委員会と協議し、やむを得ない」とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 略</p>	<p><u>に市長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の報告の後に、市長の指示により、使用者に体育館の施設等を原状に復させ、又は損害を賠償させなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第15条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第16条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 略</p>

議案第 8 号

気仙沼市本吉総合体育館条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市本吉総合体育館条例の一部を改正する条例

気仙沼市本吉総合体育館条例（平成21年気仙沼市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあつては、当該指定管理者。次条第2項、第7条、第8条第1項、第9条及び第16条ただし書において同じ。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条第2項を削る。

第6条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

第7条中「指定管理者」を「教育委員会」に改める。

第8条第1項中「前条第1項の規定により使用の許可を受けた者」を「体育館を使用する者」に、「指定管理者」を「教育委員会」に改める。

第9条中「指定管理者」を「教育委員会」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料）

第10条 体育館の使用に係る料金（以下「使用料」（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあつては、利用料金。以下同じ。）という。）は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において市長（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあつては、当該指定管理者。次条から第13条までにおいて同じ。）が定めるものとする。

第17条を第20条とし、第16条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する読替え）

第19条 第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する第5条ただし書、第6条第2項、第10条、第13条ただし書及び第16条ただし書の規定の適用については、第5条ただし書中「これを」

とあるのは「教育委員会の承諾を得てこれを」と、第6条第2項中「使用時間を」とあるのは「教育委員会の承諾を得て使用時間を」と、第10条中「定めるものとする」とあるのは「市長の承認を得て定めるものとする」と、第13条ただし書中「特に」とあるのは「市長と協議し、特に」と、第16条ただし書中「やむを得ない」とあるのは「教育委員会と協議し、やむを得ない」とする。

第15条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 体育館の利用料金の徴収に関する業務

第15条を第17条とする。

第14条を削る。

第13条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第16条 使用者は、体育館の施設又は設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条ただし書中「指定管理者が市長と協議し」を「市長は」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、「、別に定める基準に従い」を削り、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における指定管理者の指定手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第8号資料

気仙沼市本吉総合体育館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(休館日)</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、教育委員会（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。次条第2項、第7条、第8条第1項、第9条及び第16条ただし書において同じ。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。 _____</p>
<p>(1)・(2) 略 (削る。)</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て体育館を臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p>
<p>(使用時間)</p> <p>第6条 体育館の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、テニスコートについては、午前9時から午後9時までとする。</p> <p><u>2 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第6条 同左</p> <p><u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の時間にかかわらず、市長の承認を得て変更することができる。</u></p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 体育館を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 体育館を使用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。</p>
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 <u>体育館を使用する者</u> _____(以下「使用者」という。)は、特定の設備、装置等を設置しようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 <u>前条第1項の規定により使用の許可を受けた者</u>(以下「使用者」という。)は、特定の設備、装置等を設置しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を得なければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を</p>

改 正 案	現 行
<p>取り消し，又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく定め又は<u>教育委員会</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し，若しくは許可を取り消し，又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても，<u>教育委員会</u>はその賠償の責めを負わないものとする。ただし，前項第6号に該当する場合は，この限りでない。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第10条</u> 体育館の使用に係る料金（以下「使用料」（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては，利用料金。以下同じ。）という。）は，別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において市長（第3条の規定により指定管理者が体育館の管理を行う場合にあっては，当該指定管理者。次条から第13条までにおいて同じ。）が定めるものとする。</p> <p><u>(使用料の納付)</u></p> <p><u>第11条</u> 使用者は，市長に使用料を前納しなければならない。ただし，市長が後納を認める場合は，この限りでない。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第12条</u> 市長は，公益上特別の理由があるときは，使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p><u>第13条</u> 既に納入された使用料は，還付しない。ただし，市長は，特に必要があると認めるときは，その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>(利用料金の収入)</u></p> <p><u>第14条</u> 市長は，指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p><u>(使用権の譲渡等の禁止)</u></p>	<p>取り消し，又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく定め又は<u>指定管理者</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し，若しくは許可を取り消し，又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても，<u>指定管理者</u>はその賠償の責めを負わないものとする。ただし，前項第6号に該当する場合は，この限りでない。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第10条</u> 使用者は，指定管理者に別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし，指定管理者が後納を認める場合は，この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>指定管理者</u>は，公益上特別の理由があるときは，別に定める基準に従い，使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p><u>第12条</u> 既に納入された使用料は，還付しない。ただし，<u>指定管理者</u>が市長と協議し，特に必要があると認めるときは，その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(使用権の譲渡等の禁止)</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第15条 略</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第16条 使用者は、<u>体育館の施設又は設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>体育館の利用料金の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>(第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する読替え)</u></p> <p>第19条 <u>第3条の規定により体育館の管理を行う指定管理者に関する第5条ただし書、第6条第2項、第10条、第13条ただし書及び第16条ただし書の規定の適用については、第5条ただし書中「これを」とあるのは「教育委員会の承諾を得てこれを」と、第6条第2項中「使用時間を」とあるのは「教育委員会の承諾を得て使用時間を」と、第10条中「定めるものとする」とあるのは「市長の承認を得て定めるものとする」と、第13条ただし書中「特に」とあるの</u></p>	<p>第13条 略</p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第14条 <u>指定管理者は、使用者が故意又は過失により体育館の施設等を汚損又は毀損したときは、速やかに市長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の報告の後に、市長の指示により、使用者に体育館の施設等を原状に復させ、又は損害を賠償させなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第15条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第16条 略</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 案 行
<p>は「市長と協議し、特に」と、第16条ただし書中「やむを得ない」とあるのは「教育委員会と協議し、やむを得ない」とする。</p> <p>(委任) 第20条 略</p>	<p>(委任) 第17条 略</p>

議案第9号

令和5年度気仙沼市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

議案第10号

令和5年度気仙沼市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を添え、議会の認定に付する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるためである。

議案第 1 1 号

令和 5 年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

議案第 1 2 号

令和 5 年度気仙沼市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

議案第13号

令和5年度気仙沼市魚市場特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を添え、議会の認定に付する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるためである。

議案第 14 号

令和 5 年度気仙沼市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

議案第 15 号

令和 5 年度気仙沼市簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

議案第16号

令和5年度気仙沼市ガス事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

議案第 17 号

令和 5 年度気仙沼市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

議案第18号

令和5年度気仙沼市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により，別冊のとおり監査委員の意見を添え，議会の認定に付する。

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の認定に付する必要があるためである。

報告第 1 号

令和 5 年度気仙沼市非強制徴収債権の放棄について

気仙沼市債権管理条例（平成 3 0 年気仙沼市条例第 4 2 号）第 1 6 条
第 1 項の規定により，別紙のとおり債権を放棄したので報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

(別 紙)

債 権 放 棄 調 書

番号	名 称 (所 管 課)	放 棄 理 由	金 額	人 数 (法人含む)	件 数
1	国民健康保険不当利得返還金 (保険医療機関分) (市民生活部保険年金課)	第7号	295,054円	1人	2件
2	住宅使用料 (建設部住宅課)	第7号	2,578,900円	2人	64件
3	学校給食費 (教育部学校教育課)	第1号	106,162円	2人	4件
		第2号	249,600円	3人	7件
		第7号	54,558円	1人	2件
		小 計	410,320円	6人	13件
4	上水道料金 (ガス上下水道部管理課)	第2号	26,188円	1人	30件
		第4号	266,300円	4人	110件
		第7号	1,422,291円	49人	1,274件
		小 計	1,714,779円	54人	1,414件
5	医療費患者負担分(市立病院) (病院事業局経営管理部医事課)	第1号	12,820円	1人	1件
		第2号	34,276円	2人	3件
		第7号	267,598円	3人	5件
		小 計	314,694円	6人	9件
計		第1号	118,982円	3人	5件
		第2号	310,064円	6人	40件
		第4号	266,300円	4人	110件
		第7号	4,618,401円	56人	1,347件
		総 計	5,313,747円	69人	1,502件

放棄理由の適用

気仙沼市債権管理条例第16条第1項

- 第1号 生活困窮
- 第2号 時効
- 第3号 相続限定承認
- 第4号 破産免責
- 第5号 強制執行後の無資力
- 第6号 徴収停止後の期間経過
- 第7号 死亡・失踪・行方不明等

報告第2号

令和5年度気仙沼市健全化判断比率及び資金不足比率について

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

実質赤字比率	なし
連結実質赤字比率	なし
実質公債費比率	8.2%
将来負担比率	なし

2 資金不足比率

水道事業会計	なし
簡易水道事業会計	なし
ガス事業会計	なし
下水道事業会計	なし
病院事業会計	なし
魚市場特別会計	なし

令和6年9月6日提出

気仙沼市長 菅 原 茂